

国民年金

保健医療課国保年金係
☎0824-73-1158

年金受給者の方へ

現況届の省略
サービススタート!

12月生まれの方から原則不要

現況届は、1年に1回、誕生月の末日までに社会保険庁に提出していただくもので、引き続き年金を受ける権利があるかどうかの確認をするための大切な届けです。提出が遅れたり、提出されなかったりしたときには、年金の支払いが、一時止まる場合がありますのでご注意ください。なお今年10月から年金を受けている方の現況の確認は、住民基本台帳ネットワークシステムを活用して行うことになりました。これにより、12月生まれの方から現況届の提出は原則として不要になりました。

現行

社会保険庁(社会保険業務センター)から

- ①誕生月の初め頃に現況届を本人に送付
- ②誕生月の末日までに現況届を提出
- ③引き続き年金を支給

12月生まれ
の方から
順次実行

変更後

住民基本台帳ネットワークシステム活用

- ①社会保険庁が現況確認
- ②確認後、現況届不要の案内を送付

以後も現況届の必要な方

- 社会保険庁で保有している本人基本情報(氏名・性別・生年月日・住所)と住民基本台帳ネットワークシステムの情報が相違し、住民票コードが確認できない方(※)
 - 外国籍(外国人登録)の方 ●外国に住んでいる方 ●20歳前の障害による障害基礎年金を受けている方
- (※) 該当者には、平成18年10月以降、随時、社会保険庁から住民票コードを確認できなかった旨のお知らせを送付する予定です。また、平成18年10月以降に社会保険事務所に届出を行うことにより、住民票コードが確認できた場合は、現況届の提出が不要となります。

現況届以外の届けが引き続き必要な場合

- 加給年金額を受けられている場合は「生計維持確認届」 ●障害の程度の確認のために「診断書」が必要なとき
- ※提出に必要な届書は社会保険業務センターから年金を受けている方に郵送されます。

お気軽に年金相談を 11月は「ねんきん月間」～年金はあなたが主人公です～

公的年金制度に対する不安感・不信感が問題になっています。この期間にあわせ、年金についての疑問や不安を少しでも解消してもらうため「一日年金相談所」を開設します。当日は、三次社会保険事務所の担当者が、国民年金や厚生年金について相談に応じます。また、その場で保険料の納付もできますので、ぜひご利用ください。※受付時間は10時～15時
※年金手帳または年金証書を必ずご持参ください。

■相談日程

11月8日	高野地域	高野支所
11月17日	総領地域	総領健康福祉センター
12月5日	西城地域	西城公民館
12月7日	口和地域	口和支所
12月8日	比和地域	比和支所

国民年金と個人年金の比較 国民年金と個人年金では同じ「年金」という言葉を使っていますが、その性格や役割は異なります。

	国民年金	個人年金
加入	国民の義務としてすべての人が加入	個人が自由意志で加入
運営	国	民間の保険会社
給付の特徴	物価変動などに応じスライドするため、将来にわたり年金の価値が保障される	自分の積み立てた範囲で給付が行われる
年金の財源	基礎年金支給額の3分の1と事務費は国が負担し、3分の2を保険料と運用でまかなっている	加入者の掛金と運用により民間の保険会社が自社の必要経費も含めて運営している
年金の種類	老齢・障害・死亡のすべてがカバーされ、さらに、国民年金基金に加入すると年金額も上積みされる終身年金	受けようとする年金の種類や期間が多様であり、それに応じて保険料も多様な有期年金
税控除	納めた保険料は「社会保険料控除」として所得から全額控除されます。また、受ける年金には「公的年金控除」があります	最高5万円までの控除です。受ける年金には税控除がなく全額課税対象になります
その他	生活が苦しい場合には、保険料負担が免除されます	